

## 火山噴火緊急観測実施要領

### （目的）

第1条 この実施要領は、「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）総合協議会（以下「総合協議会」という。）」に設置した「火山噴火緊急観測部会（以下「部会」という。）」において、噴火の予兆の把握時や噴火が発生した際に実施する調査観測（以下、「火山噴火緊急観測」という。）を迅速かつ効果的に実施するため、ルールや体制等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

本プロジェクトで実施する火山噴火緊急観測は、噴火の予兆を把握し、速やかに実施することにより、得られた情報・観測成果をもって火山噴火に対する減災・防災に資することが重要である。

なお、火山噴火緊急観測は、基本的に本プロジェクト全体で実施することとし、人的・予算的に本プロジェクトの中で対応可能な場合に実施する。

### （噴火の予兆に関する情報の収集及び専門家の派遣）

第2条 部会は、以下に上げる報告や情報等を入手することにより、噴火の予兆の把握に努め、（1）～（5）の手順で検討を行う。

- ① 火山研究者等からの火山活動（事象）に関する報告
- ② 火山噴火予知連絡会における、関係機関による観測・解析結果の情報共有による、平常時とは異なる火山活動の状況確認
- ③ 気象庁からの、火山の状況に関する解説情報（臨時）あるいは噴火警報発表
- ④ その他、噴火の予兆を示唆する情報

（1）部会の主査は部会に諮り、専門家の派遣の要否について検討し、検討結果を文部科学省と総合協議会の座長（本プロジェクトのプロジェクト・リーダー（以下、「PL」という。））に報告する。

（2）部会の報告を受けて、PLが専門家の派遣を決定する。

（3）PLは、派遣する専門家を指名する。

- (4) 派遣された専門家は、火山噴火緊急観測の実施の要否、実施体制、調査観測項目等の検討に資する調査を行う。調査にあたっては、気象庁の機動観測及び大学の研究者や研究開発法人等の機関が実施する機動観測と可能な限り連携・協力して調査を実施し、情報共有を行うように努める。
- (5) 派遣された専門家は、調査結果を部会に報告する。

(噴火の予兆が把握された場合の火山噴火緊急観測の実施)

第3条 噴火の予兆が把握された場合、前条により派遣した専門家の調査報告等を踏まえて、部会は以下の事項で検討を行う。

- (1) 部会の主査は、部会に諮り、火山噴火緊急観測の実施の要否、実施体制、調査観測項目等について検討する。その際、次世代火山研究推進事業の各課題の事業責任者等から実施計画を部会に報告する。
- (2) 部会の主査は、検討結果をPLと文部科学省に報告する。
- (3) PLは部会の検討結果を踏まえて総合協議会に諮り、火山噴火緊急観測の実施を決定する。
- (4) 文部科学省は、本プロジェクト以外で実施する調査観測（気象庁等で実施する火山機動観測及び科学研究費補助金（特別研究促進費）による調査観測等）との連携について調整を行う。また、火山噴火予知連絡会の下に総合観測班が設置された場合は、本プロジェクトで実施する緊急観測の結果等を活かして総合観測班に参加する。
- (5) 火山噴火緊急観測の実施に際しては、気象庁等の機動観測と可能な限り連携・協力し、情報共有を行うように努める。
- (6) 火山噴火緊急観測を実施することを気象庁や地元自治体等と共有するように努める。また、火山噴火緊急観測で得られたデータや観測結果等は、気象庁・火山噴火予知連絡会や地元自治体等へ参考情報として積極的に提供する。
- (7) “火山噴火緊急観測”との呼称（名称）が、自治体等への説明や情報提供等に際して、過大なイメージを誘起する可能性がある場合等には、本部会での討議により、“集中機動観測”あるいは“即時機動観測”との呼称（名称）を用いることを認めるものとする。

(噴火発生時)

第4条 噴火発生時には、情報の収集を行いつつ、速やかに火山噴火緊急観測実施に移行できるよう、次の手順で検討を行う。

(1) 部会は、必要に応じて専門家を派遣する。専門家の派遣に係る手順は第2条(1)～(5)項に準ずる。

(2) 前項により専門家を派遣した場合はその調査報告、大学の観測所の研究者や該当する火山の近くの研究者あるいは該当する火山を観測・調査している研究者等からの報告、気象庁の機動観測等の結果または火山噴火予知連絡会において交換される関係機関による観測・解析結果の情報、等を部会で共有する。

(3) 火山の状況について部会で共有しつつ、火山噴火緊急観測を実施する体制と調査観測項目について検討する。その際、次世代火山研究推進事業の各課題の事業責任者等から実施計画を部会に報告する。

(4) 部会の主査は、検討結果をPLと文部科学省に報告する。

(5) PLは部会の検討結果を踏まえて、火山噴火緊急観測の実施を決定する。

(6) 火山噴火緊急観測実施に際しては、第3条(4)～(7)項の記載を準用するものとする。

(庶務)

第5条 部会の庶務、第3条及び第5条第1項の専門家の派遣に係る経費の精算については「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクトの総合推進及び調査分析」の受託事業者において行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、専門家の派遣及び火山噴火緊急観測の実施に関し必要な事項は、部会の主査が部会に諮って定める。

(実施要領の改正)

第7条 この要領の改正にあたっては、部会の主査が総合協議会座長であるPLに報告し、総合協議会座長(PL)が総合協議会に諮る。

附 則 本要領は平成29年10月18日から施行する。